

研究課題「ドイツ・イギリス・カナダにおける民事訴訟に関する現代的課題の探究」

研究期間：2019年4月1日から2019年9月30日まで

研究概要

2019年4月1日よりドイツのラインラント州 Brühl, ノルトライン＝ヴェストファーレン州 Köln, ニーダーザクセン州 Göttingen・Hannover・Lüneburg, Hamburg, シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州 Flensburg, Berlin, ブランデンブルク州 Cottbus, ザクセン州 Dresden, バイエレン州 Würzburg の各区裁判所 (Amtsgericht) および地方裁判所 (Landesgericht) およびバーデン＝ヴュルテンベルク州 Karlsruhe の連邦通常裁判所 (Bundesgerichtshof) を訪問して民事裁判法廷を視察し、現在の民事訴訟実務の状況について検分した後、バーデン＝ヴュルテンベルク州 Freiburg に居を構え、Freiburg 大学図書館にて研究課題に関する資料収集にあたった。Eu の中心国家であるドイツにおいては、1985年のシェンゲン協定、1986年の単一欧州議定書、1999年の単一通貨ユーロの導入により人、モノ、サービス、金（資本）の自由な移動を保障した国境障壁のない単一市場と関税同盟の実現により、紛争地域からの難民だけでなく、Eu 域内からの移民の急増に伴い、民事事件数も増加し、裁判所の負担軽減と民事訴訟手続の促進が必要とされ、日本の簡易裁判所に相当する区裁判所の管轄限度額も財産権上の請求のうち訴額 5,000 ユーロ（1 ユーロ＝約 125 円として、625,000 円）以下の事件を区裁判所が第一審として担当し、訴額がこの額を超える事件を地方裁判所が第一審として担当することになったが、区裁判所はこのほか、居住空間に関する借地人からの申し立てまたはそのような借家人の存在に関する紛争や住宅所有権法の第 43 条第 1 項から第 4 項および第 6 項による紛争について専属管轄、旅行者とホスト、ドライバー、ボートマン、または出国港の移民代理人の間の紛争、ランドマーク、賃金、渡航費用、旅行者とその持ち物の輸送、および旅行者とその持

ち物の紛失と損傷、ならびに旅行者と旅行者から生じた職人の間の紛争についても管轄を認められている (GVG § 23) 一方、財産権上の請求について、区裁判所の判決等に対して控訴できる限度額も 600 ユーロ (7,500 円) を超えることが必要とされた (ZPO § 511 II)。さらに、区裁判所の少額裁判手続や地方裁判所での単独制裁判官の積極的な活用などで事件増への対応が見受けられた。また Eu 域内の単一市場における商品、サービス、資本の移動の自由から生ずる国際間の多様な民事紛争も増加する一方でその解決のため仲裁制度がわが国と比較にならないほど利用されており、仲裁裁判手続に関する法規は 1924 年に一旦削除され、1950 年に復活し、1977 年に再び、いわゆる簡素化法により廃止されたが、1985 年に成立した UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法 (模範法) に準拠してドイツ民事訴訟法典第 10 編 (ZPO §§ 1025-1066) として規定され、1998 年 1 月 1 日から施行されているほか、ロンドン国際仲裁裁判所やパリに本部を置く国際商業会議所、ニューヨークのアメリカ仲裁協会などの常設仲裁機関の利用も行われており、この分野での一層の研究の必要性を認めた。

2019 年 6 月 25 日よりイギリス Oxford の Bodleian Law Library を中心にイギリスの民事訴訟に関する資料収集をした。イギリスにおいては 1998 年に導入された手続法典たる民事訴訟規則 (Civil Procedure Rules (CPR) 1998) は①均衡、②手続的平等、③事件進行に対する裁判所の積極的な関与、④サマリー・ジャッジメントの手続の改善による裁判へのアクセスの迅速化、⑤過度な文書開示の抑制、⑥訴訟費用支払命令の懲戒的な利用の増加、⑦上訴の抑制、⑧訴訟費用負担をテコに合理的な和解申込みの受け入れを促すという和解促進、⑨裁判所による ADR (とりわけ調停) の奨励を軸とする手続の改革を行うものであり、イングランドではこれにより訴訟件数が減少し、とりわけ⑧によりトライアルに持ち込まれる割合は 1 割程度に過ぎないといわれている。また事件は 2 種類の第一審裁判所 (県裁判所 county court または高等法院 High Court) と、少額訴訟トラック、迅速トラック、マルチトラックという 3 つの手続体系に割り当てられ、裁判管轄の均衡が図られている。コモン・ローを主体とするイギリスと制定法主義をとる大陸法系の国を超えた取引においては仲裁制度の利用が不可欠であり、イングランドにおいて仲裁に関する諸問題は、1996 年の仲裁法 (Arbitration Act 1996 (England and Wales)) に規定されており、UNCITRAL モデル法より広範な論点・諸問題が対象としているといわれており、商事仲裁の観点からなお、詳細な比較検討が必要と思われる。

2019 年 9 月 2 日より 9 月 30 日まで、カナダの Toronto および Vancouver

にて同国の民事訴訟制度に関する資料集に努めたが、同国の首都 Ottawa に所在する連邦最高裁判所を訪れ、法廷などの実地調査も行った。カナダの法システムは、初期の段階ではイギリスの強い影響下にあったが、今日では、コモン・ローと市民法典の両要素で構成されており、同国の民事訴訟制度について詳細に検討してわが国に紹介した文献は数少ないので、収集した資料を分析し、同国の民事訴訟制度を詳しく紹介する作業は筆者の今後の課題としたい。